

広島県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十二年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市小泉町字釜ヶ原山三九九の二（次の図に示す部分に限る。）、三九九の四、字平家山四二二三の六三、四二二三の六四、四二二三の六六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）